

○災害ごみ持ち込みの際の必要書類変更につきまして

昨年 7 月に発生した豪雨災害による災害ごみの受入を今年度も引き続き実施しておりますが、令和元年 10 月 1 日(火)より必要書類が変更となりますので、変更内容を下記にまとめておりますので、ご確認頂きますようお願いいたします。

【災害ごみ持ち込みに関して】

| | | |
|-------|---|---------------------------------|
| 日 程 | ～ 令和元年 9 月 30 日(月)まで | 令和元年 10 月 1 日(火)～ |
| 必要書類 | ・り災証明書 ・運転免許証(本人様確認のため) | ・手数料免除決定通知書 ・運転免許証(本人様確認のため) |
| 受入時間 | 13:00 ～ 16:30 (変更ありません) | |
| 受 入 日 | 日曜・祝日を除く 月曜日～土曜日 (変更ありません) | |
| 備 考 | ※被災したご本人様以外が持ち込まれる際には、委任状をお持ち下さい。 また、「委任状」の書式及び「手数料免除申請書」は同ページで配布中ですので、そちらをご使用下さい。(記入例も添付しております) | |

※「り災証明書の写し」をこれまで提出頂いておりましたが、令和元年 10 月 1 日(火)から特別災害の対応方法から通常災害の対応方法に変更となるため、それに合わせて提出書類が「手数料免除決定通知書」へ変更となります。

大変お手数をお掛け致しますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】※持ち込みの際に事前連絡は不要です。

『 0895 - 49 - 5040 』（宇和島地区広域事務組合 環境センター）

・電話対応時間

（月曜～金曜日： 8:30～17:15 まで受付）

（土曜日・祝日： 8:00～16:45 まで受付）

【注意事項】

- ①宇和島市の旧環境センターとは別施設となりますので、場所等ご注意下さい。
- ②各種ごみを車両から降ろす作業は、基本的にご本人様にお願いしておりますので、重量が重いものを持ち込む場合、複数人でお越し頂くことを推奨しております。
また、降ろす際には、現場の作業員の指示に従って下さい。
- ③袋に入る大きさのごみにつきましては、大まかで構いませんので、中身の確認できる透明なごみ袋に可燃ごみ・不燃ごみに分別して頂くようお願い致します。
(構成市町指定のごみ袋でなくて構いません。)

【持ち込みまでの手続き手順の確認について】

～令和元年9月30日(月)まで
「り災証明書」の提出が必要

令和元年10月1日(火)～
「手数料免除決定通知書」
の提出が必要

○宇和島市発行の
「り災証明書」
が必要です。

※現在、り災証明書を発行されていない方は「宇和島市役所 生活環境課」または「吉田支所 福祉環境係」にご相談頂くか、10月中の持ち込みをご検討頂き、右に記載しております「手数料免除申請」の手続きをお願いいたします。

「手数料免除申請書」をダウンロードして頂き、記入要領に従ってご記入頂きます。

「宇和島市役所 生活環境課」または「吉田支所 福祉環境係」に記入済の申請書を提出頂き、記入内容を確認させて頂きます。その際に大まかな免除期間をご記入頂きます。

「宇和島市役所 生活環境課」
又は「吉田支所 福祉環境係」
に持参頂くもの

- ・手数料免除申請書
- ・免許証(申請者ご本人様のもの)
を持ち込みの際にご持参下さい。

※被災したご本人様以外が持ち込まれる際には、別紙「委任状」をお持ち下さい。

「宇和島市役所 生活環境課」または「吉田支所 福祉環境係」での確認作業が済み次第、環境センターへ申請書が送付されます。

環境センターでも申請書の記入内容を確認し、問題が無ければ「**手数料免除決定通知書**」を申請書の住所へ送付します。

搬入希望者様作業

行政での作業

↓ 災害ごみを環境センターへ

↓ 災害ごみを環境センターへ

環境センターに持参頂くもの

- ・り災証明書
- ・免許証(申請者ご本人様のもの)
を持ち込みの際にご持参下さい。

※被災したご本人様以外が持ち込まれる際には、別紙「委任状」をお持ち下さい。

環境センターに持参頂くもの

- ・**手数料免除決定通知書**
- ・免許証(申請者ご本人様のもの)
を持ち込みの際にご持参下さい。

※被災したご本人様以外が持ち込まれる際には、別紙「委任状」をお持ち下さい。